

6-8 法律及び府条例に基づくばい煙発生施設等の届出の状況

(1) 大気汚染防止法

(平成30年度)

届出種類	区分	ばい煙	揮発性有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	水銀及びその化合物	合計
設置		135 (110)	3 (3)	7 (6)	0 (0)	0 (0)	145 (119)
使用		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	102 (78)	102 (78)
構造等変更		27 (19)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	47 (39)
氏名等変更		-	-	-	-	-	256 (232)
使用廃止		184 (157)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	187 (160)
承継		39 (36)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	41 (38)
排出等作業		-	-	-	982 (858)	-	982 (858)
合計		385 (322)	5 (5)	18 (17)	982 (858)	102 (78)	1737 (1515)

(注) ()内は大気汚染防止法施行令13条で定められた市・権限移譲市町村(以下政令市等*)における件数で内数である。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法

(平成30年度)

届出種類	区分	大気基準適用施設
設置		0 (0)
使用		0 (0)
構造等変更		1 (1)
氏名等変更		10 (9)
使用廃止		5 (3)
承継		0 (0)
合計		16 (13)

(注) ()内は政令市等*における件数で内数である。

(3) 府生活環境の保全等に関する条例

(平成30年度)

届出種類	区分	ばい煙		揮発性有機化合物		一般粉じん	特定粉じん	合計
		ばいじん	有害物質	届出施設(件数)	届出工場等			
設置		7 (6)	24 (17)	28 (23)	0 (1)	89 (71)	16 (16)	153 (122)
使用		1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4 (3)
構造等変更		3 (3)	12 (11)	9 (8)	3 (3)	14 (12)	0 (0)	38 (34)
氏名等変更		-	-	-	-	-	-	199 (170)
使用廃止		19 (18)	43 (36)	52 (45)	0 (0)	70 (61)	9 (8)	154 (133)
承継		1 (1)	1 (0)	13 (11)	0 (0)	11 (9)	0 (0)	23 (19)
排出等作業		-	-	-	-	-	121 (99)	121 (99)
合計		31 (28)	81 (65)	102 (87)	3 (3)	186 (155)	146 (123)	692 (580)

(注) 1 ()内は政令市等*における件数で内数である。

2 複数の区分に係る届出があるので、各区分を加算した値と「合計」欄の値とは一致しない。

*集計基準時における政令市等は以下のとおりである。

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、八尾市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、河内長野市、箕面市、東大阪市、岸和田市、貝塚市、松原市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法に係る政令市等には守口市、和泉市及び門真市も含む。